

平成29年度第8回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第1号）

平成29年12月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録指名議員の指名

5 番 福永 啓 君

11 番 沖 徹信 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第12号 専決処分の報告について

第 4 発議第 3号 御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例
の制定について

第 5 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

第 6 議案第41号 工事請負契約の締結について

第 7 議案第42号 工事請負契約の締結について

第 8 議案第43号 工事請負契約の締結について

第 9 認定第44号 工事請負契約の締結について

第10 認定第45号 工事請負契約の締結について

第11 認定第46号 御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定
める条例の制定について

第12 議案第47号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第13 議案第48号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第14 議案第49号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第15 議案第50号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

- 第16 議案第51号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第5号）について
- 第17 議案第52号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第53号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第54号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第55号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第56号 平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第57号 平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第58号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第24 請願第1号 平成28年熊本地震に伴う御船町公民館上野分館の移設について
- 第25 陳情第9号 陳情書について
- 追加日程第1 発議第4号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第5号 田上忍町議会議員への議員辞職勧告に関する決議について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 清水 蕙 君 | 2番 森田 優二 君 |
| 3番 岩永 宏介 君 | 4番 中城 峯視 君 |
| 5番 福永 啓 君 | 6番 田上 忍 君 |
| 7番 藤川 博和 君 | 8番 池田 浩二 君 |
| 9番 塚本 勝紀 君 | 10番 田中 隆敏 君 |
| 11番 沖 徹信 君 | 12番 井本 昭光 君 |
| 13番 岩田 重成 君 | 14番 田端 幸治 君 |

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
教 育 長	本 田 恵 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	宮 崎 靖 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こ ども 未 来 課 長	野 口 壮 一 君
福 祉 課 長	道 山 敏 文 君	健 康 づ くり 支 援 課 長	西 橋 静 香 君
農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	松 岡 秀 明 君	学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成29年度第8回御船町議会定例会12月会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、福永啓君、11番、沖徹信君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をします。

議会運営委員会を12月4日に開催し、各種案件、定例会12月会議の進行等について協議を行いました。第8回御船町議会定例会12月会議の議事日程は、12月14日から同月19日ま

での6日間と決定しました。議会全員協議会を12月11日に開催し、それぞれの事案について協議を行いました。

次に、請願及び陳情について報告します。請願第1号、平成28年熊本地震に伴う御船町公民館上野分館の移設についての請願書については、総務文教常任委員会へ付託することとし、陳情第8号、県産木材による公共建築物の木造化及び木質化の推進等についての要望書については、机上配布、陳情第9号、町道等今後の管理方法の見直しについての陳情書については、産業厚生常任委員会へ付託することとしました。

次に、11月20日、東京国際フォーラムにて、天皇・皇后両陛下をお招きし、地方自治法施行70周年記念式典が開催されました。地方自治法は昭和22年に施行され、今日まで地方自治の根幹を成してきました。その間、地方自治体は昭和、平成の合併で、地方自治法施行当時から比較すると、1万505から1,718自治体へと大きく変化を遂げてきました。

11月22日に、第61回町村議会議長全国大会が「地方創生の実現を目指して」をテーマに、大島理森衆議院議長をはじめとする国会議員41名、荒木泰臣全国町村会会長を迎え開催されました。会長の櫻井正人宮城県利府町議会議長から、全国町村はこれまで国民生活を支えるため、自然豊かな故郷を守ることを全力傾注してきた。しかし、今日地理的条件が不利な町村から若者が去り、過疎化・高齢化が歯止めなく進んでおり、近い将来育った町や村が消滅するのではないかと危惧されている。

この国家的課題に対し、国と地方が協力して取り組んでいかなければならない。そのためにも、町村議会自らの政策能力を高め、地域全体としての協働を深めながら、行政と協力して地方創生を進化させ実現する覚悟と、併せて人口減少に伴う議員のなり手不足は議会の根底を揺るがしかねない新たな問題である。高知県大川村議会の住民村会の設置検討など、本会として現状をしっかりと分析した上で、地方議会議員の位置付けの明確化、人材確保のための環境整備など、あらゆる側面から打開策を探っていきます、とあいさつがあり、理事として平成30年度の国の予算対策として、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立など35件、重要要望として町村議会議員のなり手不足対策として、地方議会議員の位置付けの明確化など4件、要望として、豪雪地帯の振興等8件、特別議決として、地方創生のさらなる推進等5件が満場一致で決定されました。

次に、11月13日から15日にかけて御船町議会議員先進地視察研修を行いました。はじめに北海道むかわ町穂別博物館について報告します。むかわ町は平成18年3月に穂別町、鶴

川町が合併しむかわ町が誕生しました。人口が約8,300人、面積711.36平方キロメートルであります。むかわ町穂別博物館は、昭和50年に発見された首長竜の化石が契機となり、昭和57年に穂別博物館として開設され、開館当初の入館者数は約9,000人、平成4年のリニューアルオープンには約3万5,000人と大幅に増加しており、年間を平均すると1万人前後で推移している状況であります。

展示物等については、むかわ町から発掘した動物化石を中心に、実物化石及びその復元模型などが展示されています。恐竜デーや化石発掘体験ツアーなどのイベントを計画、またはむかわ地方創生事業として、むかわ町恐竜ワールド構想推進計画を策定され、まちづくりを推進されています。御船町恐竜博物館の運営においては、むかわ町穂別博物館と規模は違うものの、考え方としては一緒であると思ったところであります。

開館当初も大事ではありますが、集客についてどう計画するのか、いろいろな企画展示物等を行い、外に向けてPRしていくことが大事であると再認識しました。

次に、東川町について報告をします。東川町は人口が約8,300人、面積247.06平方キロメートルであり、渡り鳥が飛来する大雪遊水公園などの豊かな自然と田園的景観に恵まれた地形の中、定住・移住対策について研修をしました。

東川町は昭和60年6月に一村一品運動の一環で後世に残るまちづくりとして写真の町宣言をされ、写真によって出会いに満ちた町にしようという理念から、毎年東川町国際写真フェスティバルが開催されています。平成6年以降に町土地開発公社及び民間の宅地分譲が行われ、順調な売れ行きで推移したことが、移住・定住対策の取り組みのきっかけとなっています。景観住宅建築支援事業や起業家支援事業などオリジナル24事業、また年間のイベントとして東川氷祭りや大雪清流てっぺん祭りなど10の事業が計画されています。このような事業に取り組むに当たっては、予算がない、前例がない、ほかでやってない、国の補助があるかなど考えるのではなく、まずは職員間で議論、それに伴う財源等についても探すことから始められ、結果として、平成5年の人口と比べて約1,100人が増えています。また、東川株主制度があり、東川町を応援しようとする方が東川へ投資することによって株主となり、まちづくりに参加・応援するサポーター制度があります。

このように、東川町は人口約8,300人が活気あふれる自然と文化の調和がとれた町でありました。先進的な定住・移住対策の取り組みを御船町にも恐竜、吉無田及び地形にマッチした定住・移住対策の取り組みなど非常に参考になる重要な研修でありました。

次に、視察受け入れについて報告します。11月8日、鹿児島県南大隅町議会の視察研修を受け入れしました。町税の徴収に係る町税対策や相互職員派遣制度の運用状況について執行部対応となり、意見交換をしました。

次に、一部事務組合関係では、御船町甲佐町衛生施設組合議会定例会及び上益城消防組合議会議員視察研修が開催されました。

その他につきましては、議席に配布した資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条2第3項の規定による例月現金出納検査10月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

11月7日から8日にかけて嘱託員視察研修が行われました。研修には45人の嘱託員が参加し、佐賀市の恵比須像を生かしたまちづくりや、福岡県みやま市の防災行政無線の運用状況等について視察しました。

次に、11月22日、役場3階大会議室において平成30年度の職員採用に係る2次試験を行い、1次試験に合格した20名を面接しました。現在試験結果をもとに採用に向けた事務手続きを行っているところです。

次に、11月27日と29日の2日間、役場3階大会議室において平成29年度職員接遇研修を行い、約180名が受講しました。今回は、株式会社インターナショナルエアアカデミー学院長の嶋田嘉志子氏を講師に招き、第一印象が決める美しい笑顔や基本となるさわやかなあいさつなど、魅力ある職場づくりについてお話をいただきました。

次に、11月28日、役場分庁舎会議室において災害時の受援（ジュエン）計画等に係る職員研修会を行い、課長級を中心に約30名の職員が受講しました。講師として、新潟県新潟地域振興局の（ナガオサトシ）氏を招き、過去の数多くの自然災害で現地支援に当たった経験をもとに、災害時に人的・物的支援の受援体制業務継続計画の必要性などについてお話をいただきました。

次に、税務課について報告します。

滞納整理関係について、12月初旬に滞納催告状を交付しました。また、預金差し押さえ、

公売なども随時実施し、公平・公正な税金の収納確保に努めています。また、住民税申告を来年2月15日から3月15日までの期間で行います。会場はカルチャーセンターホワイエで実施する予定としております。住民の方への周知については広報紙、回覧などにより行っています。

次に、福祉課について報告します。

御船町老人憩の家は本年度まで指定管理者により運営をしてきたところですが、入浴施設の維持費が高額であり利用者も年々減少していることから、来年度はいったん指定管理者による運営を終了することとしました。今後の運営方法については幾度となく協議してきましたが、決定までには至らず、一時的に休館することを予定しています。休館の間地域住民等を交えた施設検討委員会を開催し、有意義な活用方法を検討していきたいと思えます。

次に、こども未来課について報告します。

平成30年度認可保育及び認定こども園の新規入所者手続きを12月5日から7日までの3日間実施しました。申込総数が66名であり、昨年と比較してほぼ変わらない状況でした。今後公立・私立保育園、認定こども園ごとへの利用調整を図り、平成30年2月末に保護者へ内定通知を送付する予定です。

次に、高木保育園の引受法人南苑会による新園舎建設進捗状況について報告します。現在外壁工事が終了し、内部仕切り工事へと移り、予定していたスケジュールどおり順調に進められています。また、4月からの保育運営内容について、南苑会からの保護者説明会を1月13日に予定しています。子どもたち並びに保護者の不安を解消し、スムーズに民営化に移行できるよう対応していきます。

次に、健康づくり支援課について報告します。季節性インフルエンザ予防接種費用の助成を行っており、対象者は65歳以上の方、また60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器等の障がいを持つ方で、主治医が必要と認めた方になっています。今年はワクチンの供給の不安定化に伴い、予防接種法に基づく定期接種費用助成期間を12月末から平成30年1月末まで延長することとなっています。

次に、農業振興課について報告します。

平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗につきまして、11月30日現在で206件を工事発注し、現場管理業務を行っています。12月に約300件の発注を予定しており、年内に平成28

年災害の発注業務を完了させたいと思っています。また、被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、年度内の完了に向け各経営体の進捗状況を把握しながら事業を推進していきます。

平成29年梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧については、補助率増高申請により、農地94.1%、農業用施設98.6%の補助率となりました。

次に、商工観光課について報告します。

熊本地震で被災した街なかギャラリーの復旧工事が11月30日に竣工し、12月1日から利用者の受け付けを再開しています。12月23日には、御船町観光協会が主体となり、街なかギャラリー復活祭の開催が計画されています。町としましても、地域おこし協力隊員や商工会等関係機関と協力して取り組んでいきたいと思っています。

続いて、恐竜を生かした自治体連携について報告します。11月26日、兵庫県丹波市において「丹波竜フェスタ2017、恐竜を生かした連携を考える」が開催されました。その会場で、丹波市、兵庫県篠山市、北海道むかわ町、そして御船町の2市2町による日本恐竜協議会が発足し、恐竜化石を活用した連携に伴う基本協定書の調印式が行われました。併せて、講演会や観光イベントがあり、御船町のブースにおいて観光PRと御船町認定特産品いさぎの商品販売を行いました。今後、丹波市を事務局として、さらなる連携を図ってまいります。

次に、建設課について報告します。

災害公営住宅整備事業について報告します。上野・古閑迫地区の災害公営住宅建設予定地については、11月27日に用地売買契約を完了しました。また、その他の災害公営住宅建設予定地候補地として、小坂地区及び一丁目地区を着手予定としています。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。フジワ住宅及びインター団地について、10月27日と11月15日にそれぞれ地元説明会を実施しました。現場の進捗状況としては、仮駐車場及び迂回路借地が完了し、1月から本着工を予定しています。御船台団地については、11月20日に地元説明会を実施し、現在設計変更の方針を確定させる作業を進めているところです。

次に、玉虫団地について、11月22日に地元説明会を実施しました。現在、固結工の配合試験を実施中であり、1月から本着工することとしています。

次に、町営住宅災害復旧事業について報告します。玉虫団地の2工区の竣工検査を11月



13日に完了しました。また、玉虫団地の残りの3工区については、入居者の日程調整及び天候不順により時間を要したところから、工期の変更を行ったところです。辻団地については、進入路の一部工事の工法変更をしたことから、12月中旬までの工期に変更しています。中原団地建屋の復旧工事については、11月24日に入札を終了しました。外構及び設備工事についても、12月の入札に向けて準備を進めているところです。

次に、公営土木災害復旧工事について、報告します。平成29年11月15日における発注状況は256件、22億6,687万2,000円となっており、発注率は約76.5%となっています。うち工事完成進捗は92件です。今後においても、災害復旧事業を迅速に進めることとしています。

次に、環境保全課について報告します。

倒壊家屋等の先行解体、公費解体申請棟数は12月1日現在で1,739棟となっています。公費解体調査済棟数は1,519棟の99.8%、解体完了棟数は1,665棟の97.7%となっています。また、北木倉地区の公共下水道管渠築造工事の測量設計業務の入札を11月24日に行い、平成30年3月下旬までに完了を予定しています。

次に、学校教育課について報告します。

11月は各学校において公開授業があり、県内からたくさんの来校者がありました。特に英語のモデル校として取り組んできた小坂小学校やタブレット端末を活用した木倉小学校の体育の授業には多くの教育関係者の注目が集まりました。また、平成30年度に見込まれる滝尾小学校の複式学級化に向けた準備として、学校関係者や保護者代表の方々とともに、先進事例研修を行いました。阿蘇地域の複式学級を有する小規模校2校を訪問し、授業を見学しました。今後も子どもたちや保護者に安心していただける教育環境の構築に取り組んでいきたいと思えます。

次に、社会教育課について報告します。

本年度の恐竜博物館特別展は11月26日に閉幕し、現在展示品の撤収、返却及び総括作業を行っているところです。会期中の入場者数は5万3,474人でした。博物館への入館者数は4月から11月まで8カ月間で10万人を超え、熊本地震前の水準に戻りつつあります。12月1日からは震災復興工事に着手しており、1月31日まで休館の予定です。

次に、第16回御船町民スポーツ大会について報告します。11月19日に開催した本大会は、町内10地区の子どもたちから高齢者まで約700人が出場しました。7種目の団体競技で力を合わせて優勝を目指しながら、地区間の親睦を深め、心地よい汗を流しました。総合成績

は優勝が高木地区、準優勝が御船地区、3位が木倉地区でした。また、12月10日に第42回上益城郡町対抗駅伝が開催されました。上益城郡内から5町7チームが参加し、御船町は3位という結果を収めました。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第12号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第12号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第16号、町道中央線の事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書の3ページ、4ページをお開きください。

この御専第16号の概要等について報告いたします。

まず、町道中央線の事故における損害賠償額の決定についてであります。これは町道敷における車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談のうえ、損害賠償額を決定したものであります。

相手方です。下益城郡美里町洞岳4169。古閑誠次（こが せいじ）。

損害賠償額3万1,588円。過失割合につきましては、町が7、相手方が3ということであります。

事故の状況について御説明しますと、この事故は、平成29年9月15日、午前7時30分頃、相手方が町道中央線を自家用車で走行中に発生したものであります。道路脇に停車してありました車を避けようとした際、タイヤが道路に空いていた穴に入り損傷したものであります。示談日が平成29年11月24日に成立をしております。

以上、報告いたします。

○議長（田端幸治君） これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 発議第3号 御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例

## の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第4、発議第3号、「御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○5番（福永 啓君） 発議第3号、御船町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。標記の議案を、地方自治法第112条第1項及び御船町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月14日提出。

賛成者（提出者）、御船町議会議員、福永 啓。

賛成者、御船町議会議員、藤川博和。

賛成者、御船町議会議員、沖 徹信。

賛成者、御船町議会議員、田中隆敏。

賛成者、御船町議会議員、塚本勝紀。

賛成者、御船町議会議員、池田浩二。

提案理由。政務活動費の交付対象の一部が見直されたことにより、御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（田端幸治君） これをもって趣旨説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

日程第6 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第42号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第43号 工事請負契約の締結について

日程第9 認定第44号 工事請負契約の締結について

日程第10 認定第45号 工事請負契約の締結について

日程第11 認定第46号 御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第12 議案第47号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第48号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第49号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第50号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第51号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第5号）について

日程第17 議案第52号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第53号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第19 議案第54号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第55号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第21 議案第56号 平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第57号 平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第58号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（田端幸治君） 日程第5、議案第40号、「損害賠償の額を定めることについて」から、日程第23、議案第58号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について」まで19件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第40号、損害賠償額を定めることについて。平成29年7月7日の梅雨前線豪雨による町道総合グラウンド線法面崩落事故について、次のとおり損害賠償額の額を定める。

提案理由。損害賠償額を定めるためには、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第41号、工事請負契約の締結について。吉無田高原緑の村キャンプ場宿泊施設整備

工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第42号、工事請負契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策（陣①）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第43号、工事請負契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策（高木⑥）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第44号、工事請負契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策（小坂②）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第45号、工事請負契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策（豊秋）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第46号、御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。御船町農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第47号、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に鑑み、御船町の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うものである。これが、この議案を提出す

る理由である。

議案第48号、御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。労働基準法の一部を改正する法律に基づき、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第49号、御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等が施行されることに鑑み、本町特別職の給与の額を改正するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第50号、御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等が施行されることに鑑み、御船町議会議員の報酬等の額を改正するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第51号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第5号）。平成29年度御船町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億1,598万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億4,571万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

一時借入金の補正。第4条、一時借入金の借入れの最高額に18億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を30億円とする。

議案第52号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億17万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,932万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第53号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,786万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第54号、「平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,004万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第55号、「平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,559万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第56号、平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ533万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,371万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

議案第57号、平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,847万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億396万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第58号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成29年度御船町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億823万1,000円は過年度分損益勘定内部留保資金で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予算額は次のとおり補正する。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、詳細説明を行います。まず、議案書の5ページを御覧いただきたいと思います。

議案第40号です。損害賠償の額を定めることについて。この損害賠償の相手方が、御船町大字木倉1588番地、株式会社吉本組であります。

事故の概要です。平成29年7月7日の梅雨前線豪雨により、町道総合グラウンド線法面

が土砂崩壊し、株式会社吉本組の作業倉庫の壁を損傷したものであります。

損害賠償額につきましては139万5,360円です。過失割合については、町が10、相手方がゼロであります。

続きまして、6ページになります。議案第41号です。工事請負契約の締結についてであります。

まず、工事名です。吉無田高原緑の村キャンプ場宿泊施設整備工事。工事の理由につきましては、平成29年度の地方創生拠点整備事業として、吉無田高原緑の村キャンプ場の特性を生かした再開発を行い、地元の雇用創出と経済活性化につなげるため整備するものであります。

工事場所につきましては、御船町大字田代地内です。契約金額につきましては1億836万1,800円であります。契約の相手方です。菊池郡大津町大林310、肥後木村組株式会社であります。

次に、7ページになります。議案第42号です。工事請負契約の締結についてであります。まず、工事名です。災害関連地域防災がけ崩れ対策（陣①）工事です。

工事理由です。熊本地震により発生したがけ崩れによって擁壁に被害が生じたため対策工事を行うものであります。

工事場所につきましては、御船町大字陣地内となります。契約金額が5,560万7,040円です。契約の相手方につきましては、御船町大字高木4848-1、株式会社やすらぎ住建であります。

次に8ページ、議案第43号であります。工事請負契約の締結についてであります。まず、工事名です。災害関連地域防災がけ崩れ対策（高木⑥）工事です。工事の理由につきましては、先ほどと同様に、熊本地震により発生したがけ崩れによって擁壁に被害が生じたため対策工事を行うものです。

工事場所につきましては、御船町大字高木地内。契約金額が4,298万4,000円です。契約の相手方につきましては、御船町大字木倉1588、株式会社吉本組です。

次に9ページ、議案第44号、工事請負契約の締結について。

まず、工事名です。災害関連地域防災がけ崩れ対策（小坂②）工事となります。工事理由につきましては、同様です。熊本地震により発生したがけ崩れによって擁壁に被害が生じたため、対策工事を行うものであります。

工事場所につきましては、御船町大字小坂地内。契約金額が1億162万6,920円であります。契約の相手方につきましては、御船町大字滝川712、株式会社東生企業であります。

次に10ページ、議案第45号になります。工事請負契約の締結についてです。

工事名が、災害関連地域防災がけ崩れ対策（豊秋）工事となります。工事理由につきましては、熊本地震により発生したがけ崩れによって擁壁に被害が生じたため、対策工事を行うものであります。

工事場所につきましては、御船町大字豊秋地内。契約金額が4,131万円。契約の相手方が、御船町大字辺田見203-1、池田工建株式会社であります。

続きまして、11ページ、12ページ、13ページまでとなります。

議案第46号です。御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律が改正をされ、平成28年4月1日に施行されました。これまでの農業委員の一部公選制がすべて町長の選任により議会の同意を得て任命するという形に法律が改正されましたので、それに伴いまして、今回委員の定数を14名、併せまして農地利用最適化推進委員を定めることとなっています。その数を10人とするものであります。

この施行期日につきましては、平成30年4月18日からとしております。この条例の制定に伴いまして、御船町農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止することとします。

併せまして、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、3（13）ページに掲載しておりますとおり改正するものであります。

次に、14ページからになりますが、議案第47号です。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案につきまして、少し経緯を申し上げます。平成28年8月、それから平成29年8月に人事院勧告がなされております。国におきましては、一般職の国家公務員の給与について、4年連続の増額改定を行っております。これは景気回復により民間企業において、賃金引き上げの動きが見られたことから、民間の給与水準が向上し、官民格差において民間の給与が国家公務員の給与を、月額で平成28年、708円、平成29年が631円上回るようになったものであります。

そのような状況を踏まえ、町職員においても国家公務員と同様の改定を行い、給与の増

額措置を講じることとしたものであります。

主な改正の内容につきましては、改定額としまして、若年層で月額約2,500円、その他の職員については約800円ほどの引き上げを基本に改定を行うものであります。それから、賞与につきましては、現行では賞与の支給月数は年間4.2月分となっておりますが、これを0.2月分引き上げまして、4.4月分とする改定の内容となっております。

続きまして22ページになります。議案第48号です。御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

23ページを御覧いただきたいと思います。主な改正点につきましては、時間外勤務代休時間、第8条の4ということになります。一月の時間外が60時間を超える部分につきまして、この60時間を超える部分についてを、勤務手当ではなくて代休ということで与えることができるという内容が主な改正の内容となります。

続きまして25ページからになります。議案第49号です。御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この特別職につきましても、御船町特別職報酬等審議会を11月30日に行っております。今回国でも特別職の改正が行われておりまして、それに合わせて改正内容を、これは給料については引き上げはあっておりませんが、賞与についての引き上げが行われております。現行の2.7号から0.1号月分上げて、2.9月分の賞与の支給をするという改正の内容になります。

続きまして、27、28ページとなります。議案第50号です。御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも、御船町の特別職と併せまして町議会議員の期末手当に関する部分を、特別職と同様に0.15月分増加するというのが今回の主な改正の内容ということになります。

私からは、以上です。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私から、議案第51号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第5号）について、説明申し上げます。

まず、予算書を出していただけないでしょうか。まず、第4条において、一時借入金の補正を行っております。この一時借入金の増額につきましては、本年度に地方債の借入れを約52億円ほど予算化していますが、地方債につきましては、事業の完了後、また実績報告等に基づき、5月末の借入れとなります。年末、年度末に事業者へ多額の支払いが必要となるため、今回現在の最高額12億円に、今回18億円を追加しまして、借入金の最

高額を30億円としたものであります。

予算書の5ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為の補正となります。この5ページから11ページまでが、平成30年4月1日から1年間契約を締結する各系の債務負担行為となります。

次に、12ページから18ページまでが、平成30年度から複数年契約を締結する必要がある債務負担行為となっております。

次に、19ページを御覧ください。地方債の補正となります。まず、公営住宅除却事業債としまして、新たに2,080万円の地方債の借り入れを行うものです。これは、牛ヶ瀬公営住宅をはじめ、10団地、35棟に係る解体経費となります。

次に、公営住宅施設災害復旧事業債490万円を追加しまして、限度額は8,490万円です。これは、中原団地住宅災害復旧工事に伴い、5%の事務費として地方債の借り入れを行うものであります。

次に、宅地耐震化事業債840万円を追加しまして、限度額は1億9,410万円となっております。これは、事業費の増に伴うものでありまして、大規模盛土造成滑動崩落防止事業に伴う地方債が240万円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に伴う地方債が300万円、宅地耐震化推進事業拡充事業に伴う地方債が300万円の追加補正となります。

次に、歳入欠かん債としまして、新たに1,700万円の地方債の借り入れを行います。これは罹災判定の変更に伴いまして、町民税、固定資産税の減収に伴う地方債290万円の借り入れ、平成29年度の家屋解体に係ります固定資産税の減収に伴う地方債の借り入れが1,410万円を借り入れるものであります。

次に、公共土木施設災害復旧事業債2億3,750万円を追加しまして、限度額は9億6,770万円です。これは平成29年度豪雨災害における災害復旧事業に伴う地方債が750万円、平成28年度熊本地震における単独災害復旧事業に伴う地方債が2,300万円の追加補正となります。

合計で、2億8,860万円の追加となり、補正後の起債の限度額は51億9,997万2,000円となりました。

次に20ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。

まず、10款、地方交付税、補正額2,289万3,000円です。これは、熊本地震に係る中長期的人的支援に係る特別交付税の追加補正となります。

次に、14款、国庫支出金、補正額4,573万7,000円です。主なものは、子どものための教育・保育給付費1,208万1,000円、障害者自立支援給付費892万8,000円、障害児通所給付費868万円、平成29年度豪雨災害に係る災害復旧費1,129万7,000円などです。

次に、15款、県支出金、補正額1億473万1,000円です。主なものは、子どものための教育・保育給付費604万1,000円、平成29年度豪雨災害に係る農地農業用施設災害復旧負担金1,807万円、熊本地震復興基金交付金7,024万9,000円などとなっております。

次に、20款、諸収入、補正額が1億6,979万円となっております。主なものは、後期高齢者医療給付費精算交付金1,003万8,000円、熊本地震に係る市町村振興協会交付金1億2,926万1,000円などです。

次に、21款、町債です。先ほど地方債の補正で説明したとおり、補正額が2億8,860万円となっております。

歳入合計の補正額が6億1,598万6,000円となり、補正後の金額は179億4,571万4,000円です。

次に21ページを御覧ください。事項別明細書の歳出になります。主なものを申し上げます。2款、総務費、補正額6,205万3,000円です。主なものは、人事院勧告に係る給与等で570万2,000円、熊本地震災害に係る中長期的人的支援人件費として2,861万7,000円、情報特別会計への繰出金1,962万2,000円となります。

次に、3款、民生費、補正額1億446万9,000円です。主なものは、人事院勧告に係る給与等で390万6,000円、障がい福祉サービス事業費1,785万7,000円、障がい児通所給付費事業費1,736万1,000円、私立保育所認定こども園運営費4,415万3,000円です。

次に、7款、土木費、補正額8,630万円となっております。主なものは、被災宅地農地復旧支援事業交付金6,300万円、被災宅地再建支援事業補助金600万円、熊本地震に係る町営住宅危険家屋解体工事35棟分、2,322万円です。

次に、9款、教育費、補正額1,949万9,000円です。主なものは、人事院勧告に係る給与等で336万7,000円、小坂大塚古墳に係る保存調査としまして1,657万4,000円です。

次に、10款、災害復旧費、補正額3億2,437万7,000円です。主なものは、まず農業振興課関係分としまして、平成28年度未査定分に係る農地農業用施設災害設計委託料1,399万7,000円、平成29年発生、農地農業用施設災害復旧工事費2,107万8,000円、熊本地震及び豪雨災害に係る事務支援業務委託料3,343万3,000円。

次に、建設課関係分としました、熊本地震に係る単独災害復旧事業設計業務委託料1,000万円、工事請負費2億2,000万円、平成29年度豪雨災害に係る設計委託料190万2,000円、工事請負費1,693万8,000円、中原団地ごみ分別運搬等委託料288万9,000円です。

歳出の合計で6億1,598万6,000円、補正後の金額が179億4,571万4,000円となっております。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第52号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。補正予算書を御覧ください。まず、4ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。事項別明細書の歳入になります。主なものを申し上げます。

5款、国庫支出金、補正額3億円です。これは、熊本地震による一部負担金の減免分に対する特別調整交付金として町に交付されたものであります。

次に、11款、繰入金、補正額17万5,000円です。これは、一般会計からの繰入金となります。

5ページに移ります。歳出です。1款、総務費、補正額17万5,000円です。人事院勧告に伴う給与等の改正に伴う増額補正となります。

2款、保険給付費、補正額3億円です。これは、熊本地震に伴う一部負担金の減免による負担金の増額補正となります。この補正に関しましては全額国から特別調整交付金として補填されております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第53号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。補正予算書を御覧ください。まず4ページを御覧ください。債務負担行為の補正となります。介護保険係並びに地域包括支援センターの公用車リース24月分となります。

5ページをお願いします。事項別明細書、歳入となります。主なものを申し上げます。3款、国庫支出金、補正額140万5,000円です。これは、介護分の制度改正に伴うシステム改修補助金としまして87万円、介護予防並びに包括支援任意事業に係る地域支援事業交付金として53万5,000円です。

7款、繰入金、補正額200万5,000円です。これは、職員給与等繰入金47万円、介護分システム改修に係る事務費繰入金126万7,000円です。

6 ページに移ります。歳出です。主なものを申し上げます。1 款、総務費、補正額260 万7,000円です。これは人事院勧告に伴う給与等で47万円、制度改正に伴う介護保険システム改修委託料213万7,000円です。

3 款、地域支援事業、補正額164万3,000円です。これも、人事院勧告に伴う給与等で99 万5,000円、制度改正に伴う地域包括支援センターシステム改修サポート委託料として64 万8,000円となっております。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第54号、平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。補正予算書を御覧ください。まず4 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入となります。

3 款、繰入金、補正額6 万4,000円、これは、給与等の増に係る事務費繰入金です。

5 款、諸収入、補正額66万円です。これは、熊本地震減免の分に係る保育園料の還付金65万円、それに還付加算金1 万円です。

5 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費、補正額6 万4,000円です。これは、人事院勧告に伴う給与等の増額になります。

4 款、諸支出金、補正額66万円です。これは、熊本地震による減免分の還付金となります。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第55号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。4 ページ、5 ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為の補正になります。まず4 ページが、料金所に設置しています券売機及び両替機リース料です。5 ページが、センターに設置しています券売機リース料に係る債務負担行為となります。

6 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。4 款、繰入金、補正額5 万9,000円です。一般会計からの繰入金となります。

7 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費、補正額5 万9,000円です。人事院勧告に伴います給与等の増額となります。

以上で、緑の村運営事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第56号、平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ

いて、御説明申し上げます。予算書を御覧ください。４ページを開けてもらってよろしいでしょうか。債務負担行為の補正になります。浄水センター並びに滝川中継ポンプ場に設置しています発電機に係る保守点検の委託料となります。

５ページをお願いいたします。公用車リース24月分になります。

６ページを御覧ください。地方債の補正となります。今回資本平準化債1,800万円を追加しまして、公債費の償還に対しまして財源組み替えを行っていることとなります。

７ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。４款、繰入金、補正額、マイナス1,266万2,000円です。

７款、町債、補正額1,800万円です。

８ページに移ります。歳出です。１款、総務費、補正額428万8,000円です。これは、人事院勧告に伴う給与等で26万2,000円、確定申告に伴う消費税納付額で、402万6,000円の増額補正となっております。

２款、施設整備費、補正額105万円です。これは、新築家屋工事の増加に伴いまして、公共汚水桝設置に係る工事請負費の増額補正となります。

以上で、公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第57号、平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。補正予算書の４ページを御覧ください。事項別明細書、歳入になります。主なものを申し上げます。

２款、財産収入、補正額425万円です。これは、キャンペーン等における加入者増による通信施設貸付収入の増額補正となります。

５款、繰入金、補正額2,250万円です。これは、情報通信基盤運営基金繰入金が287万8,000円、一般会計繰入金が1,962万2,000円となります。今回の補正によりまして、情報特会における基金はゼロ円となり、一般会計からの持ち出しが発生したこととなります。

５ページに移ります。歳出です。１款、総務費、補正額2,847万7,000円です。これは、キャンペーン中に多数の申し込みがあったことによる設計委託料210万9,000円、引込工事費770万8,000円、並びに熊本地震に伴う終端装置の撤去、ケーブルルート移設等委託料として634万7,000円、また、熊本地震に伴う引込工事設計費として190万1,000円、工事請負費として895万円の増額補正になります。

以上で、情報通信基盤施設運営事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第58号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。2ページを御覧いただきたいと思います。上段の表が債務負担行為になります。これは、水道検針に用いるハンディターミナルのリースになります。

次に、下段の表が、地方債の補正になります。地方債につきましては、当初9,510万円を予算化していましたが、定期預金等で約5億円程度の預貯金があるため、全額減額補正をしております。

3ページを御覧ください。収益的収入及び支出に係る収入になります。1款、水道事業収益、補正額1,187万8,000円、補正後の金額が3億3,494万円です。これは、長期前受金戻入1,001万6,000円、高木第一配水機落雷による保険金186万2,000円となります。

4ページを御覧ください。収益的収入及び支出に係る支出になります。1款、水道事業費用、補正額1,864万9,000円、補正後の金額が3億4,171万1,000円です。主なものは、修繕費720万8,000円、人事院勧告に係る給与等58万9,000円、水道施設減価償却費1,085万2,000円となります。

5ページを御覧ください。資本的収入及び支出に係る収入になります。1款、資本的収入、補正額、マイナス9,510万円、補正後の金額が701万5,000円になります。これは、本年度計画の施設整備に対しまして、企業債を借り入れる自己資金を充てるということになります。

6ページを御覧ください。資本的収入及び支出に係る支出になります。1款、資本的支出、補正額、マイナス99万8,000円です。補正後の金額が2億1,524万6,000円です。主なものは、中央監視システム改修工事設計委託料1,200万円、第2水源1号ポンプ改修に係る設計委託料70万円、工事費800万円を新たに予算化しております。しかし、高木地区水道管布設替設計委託料957万円と工事費800万円を減額しまして、さらに秋只橋災害復旧仮設管設計委託料412万8,000円を減額しております。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 散 会